

令和3年8月19日

令和3年8月11日から的大雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和3年8月11日から的大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 8団体(4市4町)

| | |
|-----|--------------|
| 島根県 | 川本町、美郷町 |
| 広島県 | 広島市、三次市、北広島町 |
| 福岡県 | 久留米市 |
| 佐賀県 | 武雄市、大町町 |

2 繰上げ交付額

| | |
|-----|----------|
| 島根県 | 384百万円 |
| 広島県 | 4,897百万円 |
| 福岡県 | 1,526百万円 |
| 佐賀県 | 561百万円 |
| 合計 | 7,368百万円 |

3 日程

令和3年8月19日(木) 交付決定

令和3年8月20日(金) 現金交付

※繰上げ交付の団体別内訳は、別紙のとおり。

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 9月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 前田、富澤、小幡
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615

(別紙)

令和3年8月11日からの大雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別)

(単位:百万円)

<島根県> (2町)

| 団体名 | 繰上げ交付額 |
|-----|--------|
| 川本町 | 146 |
| 美郷町 | 238 |
| 合 計 | 384 |

<広島県> (2市1町)

| 団体名 | 繰上げ交付額 |
|------|--------|
| 広島市 | 3,538 |
| 三次市 | 941 |
| 北広島町 | 418 |
| 合 計 | 4,897 |

<福岡県> (1市)

| 団体名 | 繰上げ交付額 |
|------|--------|
| 久留米市 | 1,526 |
| 合 計 | 1,526 |

<佐賀県> (1市1町)

| 団体名 | 繰上げ交付額 |
|-----|--------|
| 武雄市 | 428 |
| 大町町 | 133 |
| 合 計 | 561 |

(4市4町)

| | |
|------|-------|
| 交付総額 | 7,368 |
|------|-------|